

## (公社)島根県林業公社の概要 (分 収 造 林 事 業)

1 設立 昭和40年6月16日

2 公益法人移行 平成25年4月1日

3 設立趣旨

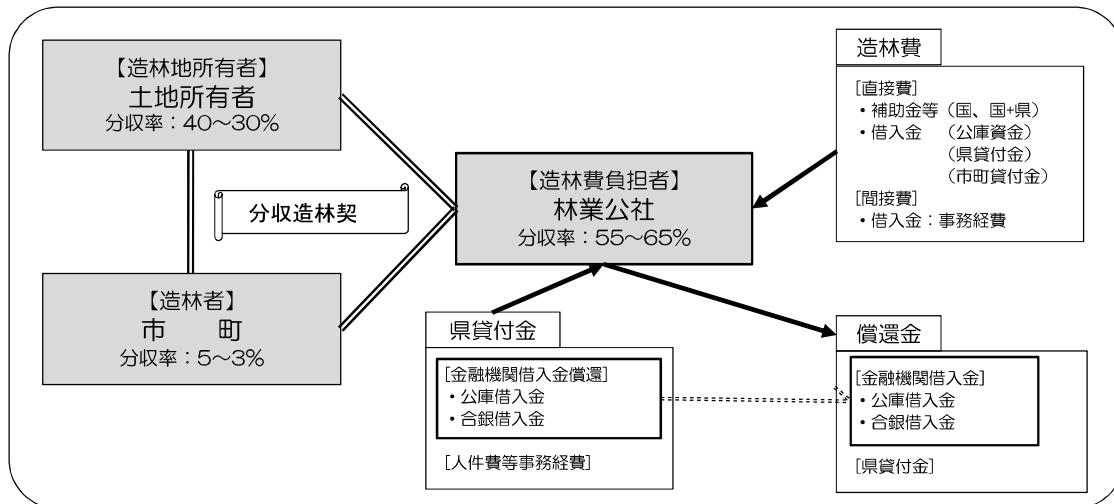
国の拡大造林政策における地方での推進役として、分収造林契約による造林を実施し、森林の持つ公益的機能の高度発揮や中山間地域における就労の場の確保等を目的として、県及び市町並びに島根県森林組合連合会を社員として設立。

### 4 社員及び出資金

(単位：千円)

社員	島根県	島前3町村除く16市町	島根県森林組合連合会	合計
出資金	225,000	224,700	300	450,000

### 5 分収形態と資金等の流れ



### 6 経営林面積 (平成29年度末現在)

(面積：ha)

樹種	スギ	ヒノキ	マツ	合計	備考
面積	8,309	10,224	2,252	20,784	

【参考】①県内の民有林人工林面積：184,622ha ⇒ 公社造林地は県内の人工林の面積率で約11%

②全国1位：岡山県（240百ha）、2位：秋田県（220百ha）、3位：島根県（208百ha）

7 契約団地数 1,900団地

8 契約土地所有者数 (延べ人数) 約 7,000人

### 9 借入金残高 (平成29年度末現在)

(金額：百万円)

借入先	島根県	日本政策金融公庫	市町	合計
借入額	35,225	18,684	32	53,941

【参考】全国1位：兵庫県（646億円）、2位：島根県（539億円）、3位：石川県（520億円）

# 第4次島根県林業公社経営計画概要

## I. 現状と課題

林業公社は、県内16市町において分収契約方式により1911団地、約2万2千haの森林を造成してきた。

これまでの森林造成を通じ、県内中山間地域において累計約543万人日の雇用創出、森林の公益的機能の評価額は毎年716億円に及ぶ等大きく貢献してきたところである。

しかしながら、これまで保育中心の事業であったため、借入金に依存する経営が続いている、低迷が続く現在の木材価格では最終的に多額の収支不足が発生する見込みである。

一方、公社経営林の森林資源は成熟しており、今後伐期を迎える森林は急速に増加する見込みである。



## II. 林業公社経営の今後の方針

### 1. 主伐による「公的セクターとしての役割発揮」と「経営改善」

主伐の実施は、林業・木材産業の振興と地域雇用への貢献、公益的機能の持続的発揮、さらには有利な国庫補助事業の活用やバイオマス発電燃料供給による増収効果などが期待できるものであり、林業公社の経営改善にもつながることから主伐による木材生産を開始する。

#### (1) 主伐の実施

##### ①伐採方法：有利な造林補助金の活用が可能な更新伐により実施

- 更新伐：団地を3分割し3回に分けて伐採。伐採間隔は10年程度。1伐区は1ha以下

##### ②発注方法：伐採・販売とも事業体からの企画提案によるコンペ方式により実施

- 分割伐採毎ではなく、3回分を一括した提案募集。全体の伐採・販売を同一事業体へ発注
- 分割伐毎に単価契約により事業実施

##### ③木質バイオマス発電需要への対応：県内新規需要への対応による収益確保

- バイオマスによる収益確保のため、事業体からの企画提案による有利な販売手法の検討

##### ④収益確保ための事業体との連携強化：積極的な事業体からの情報収集や意見交換

- 企画提案による販売の外、収益確保のため、公社自らも販売方法について検討

#### (2) 生産に必要な路網の計画的な整備

主伐実施に必要な、森林作業道、基幹作業道、アクセス道の計画的な路網整備の実施  
隣接森林を含めた木材生産団地として、他事業体との連携による路網整備の調整検討

#### (3) 生育状況と需要に対応した生産手法の導入

合板需要の増加等原木需要の変化→事業費削減のため2回目枝打・除伐の見合わせ

#### (4) 主伐(更新伐)跡地の確実な更新

天然力または植栽による確実な更新による森林の公益的機能の維持

#### 公社造林地からの木材生産量

最終契約期間終了 H25年度(約70年間)で

生長量も含め約1,100万m<sup>3</sup>の木材資源供給が可能  
(用材：約830万m<sup>3</sup> バイオマス：約270万m<sup>3</sup>)

一定量の生産量維持を計画

将来的に 用材： 約12万m<sup>3</sup>/年  
バイオマス： 約4万m<sup>3</sup>/年  
合計： 約16万m<sup>3</sup>/年

#### 経済波及効果

○雇用創出 年間 593人 (累計4万人) [810万人日]

○経済効果 年間 51億円 (累計3,510億円)

#### 公益的機能の維持

○公益的機能評価額 716億円

## 2. 経営改善に向けての取組

### (1) 伐採収入の確保による公庫借入金抑制

木材販売収入の増額を図り、森林整備及び路網整備に伴う新規借入金の抑制を図る。

公社負担を伴わない定額助成方式、嵩上げ補助等も積極的に活用し、新規借入金の抑制を図る。

### (2) 不成績林等の処理

新たな松くい虫被害地のほか、地理的条件や雪害等の被災によるスギ・ヒノキの不採算林等、将来的な収益が見込めない森林については、公庫借入金の繰上償還により利息軽減を図る。

### (3) 長伐期変更契約の実施

現在全体の91%にあたる1,711団地について変更契約済み。残りの団地についても引き続き実施する。

### (4) 組織体制の検討

今後の林業公社の事業は、「保育主体」から「主伐主体」に数年の間に移行する。今後の主伐事業の増加に応じて、事業の推進が可能な組織・人員体制の強化を図る。

### (5) 積極的な情報開示による県民理解の助成

林業公社事業が果たしている役割への理解と協力が得られるよう、ホームページ等を活用した積極的な情報開示と経営林を活用した普及活動を実施する。

## III 県・市町等への支援要請

これまで森林造成により、農山村の雇用創出による地域振興、公益的機能の持続的発揮を実現してきた。

今後は木材資源を活用し、安定的な木材生産が行われることによって、県内の森林・林業・木材産業をはじめとする各分野での雇用創出、経済波及効果を発揮が期待できる。

林業公社の公的セクターとしての役割を考えれば、林業公社の自助努力による経営改善の取組の強化に併せ、引き続き社員である県、市町からの支援の継続・拡充が必要である。

国土保全や公社設立の経緯から、国の支援も不可欠であり、関係団体と連携し国へ要望活動を実施する。

### ■県及び市町（造林者）への支援要請

- 【県】
  - 県貸付金支援と無利子化（継続）
  - 長伐期変更契約や不成績林処理にかかる経費支援（継続・拡充）
  - 造林補助制度による支援（継続）
  - 職員派遣等の人的支援（継続）
- 【市町】
  - 造林者分収権(3~5%)の凍結（継続）
  - 長伐期変更契約の推進支援（継続）
  - 伐採収穫期を迎える森林の事務処理に対する支援（継続・拡充）

## IV 長期収支見通し【試算】

現在想定される経営改善策を分収事業が終了する平成95年度まで継続して実施した場合の経営改善効果（試算）は次のとおり。

### ■経営改善

改善効果額145億円

- 主伐による增收
  - ・有利な国庫補助事業の活用による収支改善

効果102億円
- バイオマス利用による增收
  - ・林地残材として廃棄されていた木材のバイオマス利用による增收

効果 13億円
- 不成績林等の処理
  - ・不成績林等の契約解除（収入が見込めない経営林の整理）

効果 18億円
- 生育状況と需要に対応した生産手法の導入
  - ・枝打ち、除伐の省略

効果0.5億円
- 主伐実施に伴う公庫借入金抑制による利息軽減

効果11.8億円

### ■長期収支（平成95年度末時点での長期収支見込み）



## 第4次経営計画の取組と実績

平成26年度に策定した第4次経営計画では、公社造林地2万1千haの森林資源が成熟し伐期が到来したため、主伐（更新伐）を開始することにより、雇用創出をはじめとする公的セクターとしての役割発揮と債務圧縮に取り組んだ。

平成95年度末に見込まれる収支不足305億円を160億円まで圧縮する計画であったが、更新伐事業の補助金の減額や更新伐事業における小面積皆伐の非効率性や路網等の条件があわないことなどにより収益が計画通り確保できなかつたことなどから、長期収支不足は290億円となり目標達成には至らない見込みである。

### 1. 主な取組項目の実績と経営改善効果

#### (1) 主伐関連事業による增收

①環境に配慮した小面積皆伐による更新伐に事業体が慣れていないことや路網基盤整備が不十分なことなどから面積及び収益が計画通り実施できなかつた。

・主伐実績（H26～H29）：区域 375ha（伐採 129ha）、生産量 46,284m<sup>3</sup>  
対計画比：面積 47%、材積 49%、収益 27%

・搬出間伐実績（H26～H29）：区域 2048ha、生産量 32,776m<sup>3</sup>

②収益向上のためには、生産量の拡大、収益性の高い用材割合の向上、林地残材等木質バイオマスのさらなる有効利用が必要。

・計画 A : B : C = 35% : 35% : 30% → 実績 A : B : C = 13% : 49% : 38%

③更新伐事業の補助金額が減額となつた。（haあたり約3割減少）

④主伐跡地の更新費用が必要（補助要件）となつた。

#### 【実績見込み】

①②③により効果額が減少 126.8億円 - 72.3億円 = 54.5億円

④主伐跡地の更新費用 ▲ 52億円

実績計 54.5億円 - 52億円 = 2.5億円

#### (2) 収益が見込めない造林地の処理

①松くい虫被害林を中心とした不成績林の契約解除により、公庫既往債務を繰上償還し利息負担を軽減。

②借入時期が古いものかつ有利子債務のみを償還する予定であったが、公庫から有利子負債のみの償還が認められず、無利子の活性化資金も償還することとなり利息軽減効果が減少した。

#### 【実績見込み】

元金 9億円 + 利息 9億円 = 18億円 ➤ 元金 8億円 + 利息 4億円 = 12億円

#### (3) 保育事業の省略化

①2回目の枝打ち、除伐施業を省略

【実績見込み】 計画：0.5億円 ➤ 実績：0.5億円

## 2. 収支見込

▲160億円（4次計画策定時） > ▲290億円（実績見込）

主な取組	計画	実績見込み
	H95年度までの効果額	H95年度までの効果額
(1) 主伐関連事業による増収	126.8億円	2.5億円
(2) 収益が見込めない造林地の処理	18億円	12.0億円
(3) 保育事業の省略化	0.5億円	0.5億円
4次計画の経営改善効果	145億円	15億円
H95時点の収支見込み	▲160 億円	▲290億円

## 林業公社のあり方について

### 1. 全国の林業公社の状況

- 存続：26公社
- 解散・県営化：17公社（うち3公社は存続公社に合併）

### 2. 島根県での検討の経過

平成20年島根県林業公社長期経営計画検討委員会にて、林業公社の選択肢として以下の3つのケースについて検討した結果、「国の支援策を有効に活用しながら、林業公社が経営を継続することが最も効果的である」という報告を受けた。

- (1) 林業公社事業を廃止する場合（林業公社の清算）
- (2) 林業公社経営林を県営林化する場合
- (3) 林業公社が経営を継続する場合

### 3. 今後の検討方針

前回の検討から10年が経過しており、改めて県の将来負担額の予測も含めた検討を行う必要がある。

次回検討委員会では、前回検討した3つのケースを中心に、再度各ケースの課題を整理する。

林業公社経営林の今後の選択肢について

資料2

I 選択肢の比較

1. 林業公社事業を廃止する場合（林業公社の清算）：実施県なし

メリット	デメリット
①事業清算により今後の財政負担なし	①分収林契約の解約による公社経営林の処分 分収林契約の解約を造林者（市町村）及び土地所有者に申し入れた上で、対象森林の伐採又は公社の権利放棄、土地所有者による立木の買取り等を約7千人の土地所有者と個別に協議する必要がある 公社経営林の大半が生育途上にあるため、若齢林等損失が確定する 公社経営林として一団のまとまりのある森林として管理されているものが、解約により、土地所有者毎の小規模な森林に戻る ②公庫債務、県債務の繰上償還 収入がほとんど得られず、償還財源がない なお、公庫債務に対しては、県が損失補償を行っている

2. 林業公社経営林を県営林化する場合：

岩手県、大分県H19年度実施済み、神奈川県実施の方針決定

メリット	デメリット
①公社債務の圧縮  公社経営林の譲渡で代物弁済し、公庫からの借入金は県が引き継ぐこととなるため、見かけ上、公社債務はなくなる	①公社債務の継承 公庫からの借入金の返済を県が行う。 *公庫債務、長期収支の問題は何ら変わらない ②公社経営林の譲渡に係る消費税の発生 *ただし、2年間売上高が1千万円以下であれば非課税となる ③地財措置、交付金等国からの支援が受けられなくなる •県無利子貸付に係る地財措置 •森林整備地域活動支援交付金 ④約7千人の土地所有者との変更契約（同意）が必要

3. 林業公社が経営を継続する場合

メリット	デメリット
①林業公社には分収林経営のノウハウがあり、適切かつ円滑に経営が継続できる  ②地財措置、交付金等国からの支援が継続して受けられる  ③事業廃止又は移管に係る手続き等に要する新たなコストが不要	①社会経済情勢の変化や経営改善策を講じない限りは、財務状況の改善は見込み難い

## II 林業公社経営林の今後の方針について

林業公社経営林について、その事業の廃止は、土地所有者等との契約を解約しなければならないこと及び森林・林業行政を行っている県の社会的責任に鑑みれば極めて困難である。

公社に代わって県が経営するとした場合と公社が経営を継続する場合を比較検討すると、公社を存続させた上で、国からの支援を受けながら経営改善を進めることができ最も効果的と考えられる。

この場合でも、県は、公社設立の経緯や公社債務に対する損失補償を行っていることから、引き続き一体となって経営改善に取り組む責務がある。

なお、平成19年度に県営林化し解散した岩手県、大分県の公社のほかに、現在林業公社の廃止（県営林化）を明確に方針決定しているのは、神奈川県の公社のみであり、35都道府県39公社は、検討の結果、存続させた上で経営改善を図ることとしている。

特に、長野県は平成16年度に廃止の方針を打ち出したが、その後の国の支援策の表明等により平成19年度に公社存続に方針転換した。

また、滋賀県の2公社について、現在、特定調停が行われているが、この2公社についても債務等の整理を行ったうえで、引き続き公社が森林管理を行っていく方針である。